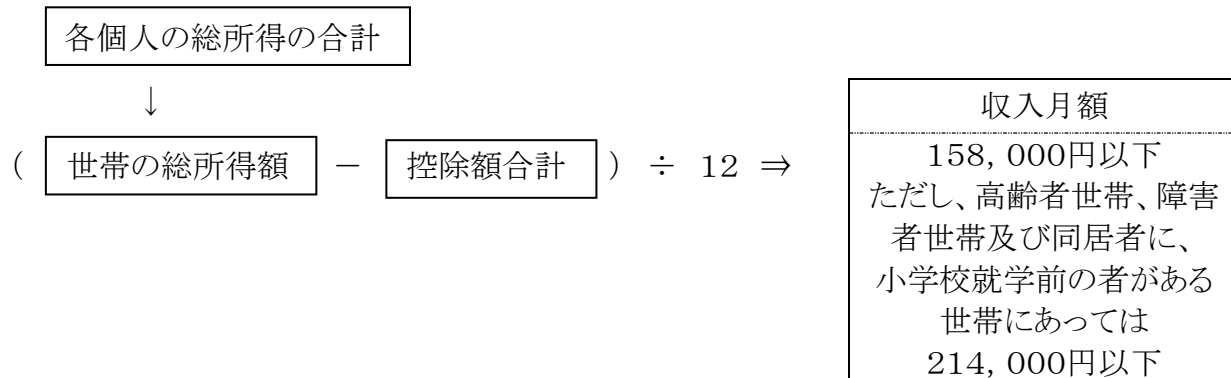


世帯の収入月額算出方法

入居したい方全員の年間総所得金額を対象とします。合算した世帯の総所得額から一般控除額及びその他の特別控除額を差し引いた後、12で割った金額が「収入月額」となります。



- (注) 1 年間収入金額とは、前年の給料、賃金、賞与、報酬及び時間外手当などの合計額で、所得税や社会保険料などを差し引く前の額です。ただし、通勤手当などの非課税部分を除きます。
- 2 年間所得金額とは、年間収入金額から所得控除額を控除したものです。
- 3 所得金額の計算方法は、以下のA・B・Cをご覧ください。
- 4 所得として計算しないものは、失業給付金、労災保険の各種給付金、遺族年金、障害者年金、仕送りなどです。

A 給与所得の計算方法

給与所得とは……給料、賃金、報酬などの所得です。たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者などの所得をいいます。

①現在の勤務先に昨年1月1日以前から引き続いて勤務している方	昨年分(昨年1月1日から12月31日まで)の年間所得金額 (昨年分の源泉徴収票の給与所得控除後の金額)
②現在の勤務先に昨年1月2日以降に就職した方	勤務月数の総収入金額をもとに計算した推定総収入金額 (添付の給与支払証明書を使用) 推定年間収入金額 $= (\text{収入金額} - \text{賞与}) \div \text{勤務月数} \times 12 + \text{賞与}$ (月の端数は切り捨て)
③現在の勤務先に就職してまだ1ヶ月分の給料を得ていない方	雇用条件に基づく支払予定金額を12倍した、推定総収入額

年間収入金額

円

⇒

端数整理をする

1,618,999 円以下は端数整理しない
1,619,000 円以上 1,619,999 円以下は 1,619,000 円
1,620,000 円以上 1,621,999 円以下は 1,620,000 円
1,622,000 円以上 1,623,999 円以下は 1,622,000 円
1,624,000 円以上 6,599,999 円以下は金額を4,000で除して小数点以下を切り捨て、これに4,000を乗じる。
6,600,000 円以上は端数処理しない

端数処理後年間収入金額

円

⇒

給与所得控除額を控除する

年間収入金額	年間総所得金額 (円)
65万999円以下	0
65万1千円以上162万8千円未満	端数整理後の年間収入金額－650,000
162万8千円以上180万円未満	端数整理後の年間収入金額×0.6
180万円以上360万円未満	端数整理後の年間収入金額×0.7－180,000
360万円以上660万円未満	端数整理後の年間収入金額×0.8－540,000
660万円以上1,000万円未満	年間収入金額×0.9－1200,000

年間総所得金額

⇒

円

B 事業所得等の計算方法

事業所得等とは……事業所得、雑所得、利子所得などの各種所得です。

サービス業、外交員、利子所得者、配当所得者、税務署等に自己申告している日雇賃金所得者などの所得です。

①現在の事業を昨年1月1日以前に始めた方	昨年分(昨年1月1日から12月31日まで)の年間所得金額 (昨年分の確定申告書又は市県民税申告書の控えにある 総所得金額)
②現在の事業を昨年1月2日以後に始めた方	継続して事業を営んだ月数をもとに計算した推定年間所得 金額 推定年間所得金額 ＝(総収入金額－必要経費)÷事業を営んだ月数×12 (月の端数は切り捨て)

年間総所得金額

円

C 年金所得の計算方法

年金所得とは……普通恩給、老齢厚生年金、退職共済年金などの所得です。法令により非課税とされている年金は含みません。

2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計となります。

①現在の年金を昨年1月1日以前から引き続いて受給している方	昨年分(昨年1月1日から12月31日まで)の年間支払額 (昨年分の源泉徴収票の支払金額)
②年金を受給して1年を経過していない方(昨年1月以降に新たに年金を受給した方)	年金証書又は年金支払通知書の支払年金額

↓
年間収入金額

円



受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額 (円)
65歳以上の方	1,200,000円まで	0
	1,200,001円から 3,299,999円まで	年金額－1, 200, 000
	3,300,000円から 4,099,999円まで	年金額×0. 75－375, 000
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年金額×0. 85－785, 000
65歳未満の方	700,000円まで	0
	700,001円から 1,299,999円まで	年金額－700, 000
	1,300,000円から 4,099,999円まで	年金額×0. 75－375, 000
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年金額×0. 85－785, 000

年間総所得金額

円

※ 受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。
(1月1日生まれの方は、年齢を1歳加算してください。)

AからCで計算したそれぞれの世帯員の所得を合計し、以下の方法で算出した控除額を差し引いてください

控除金額の計算方法

控除種別		控除対象者	控除金額
一般控除	同居・扶養控除	申込者本人を除く同居（又は同居しようとする）親族及び同居しない扶養親族	380,000円× 人＝ 円
	老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円× 人＝ 円
特別控除	老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人	
	特定扶養控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	250,000円× 人＝ 円
	障害者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア 児童相談所などから中度・軽度の知的障害者と判定された人 イ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人で、2級、3級の人 ウ 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 エ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、第4項症から第5款症までの人 オ 年齢65歳以上で障害の程度がア、ウと同程度であることの市町村長の認定書を交付されている人	270,000円× 人＝ 円
	特別障害者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア 心神喪失の状況にある人 イ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人で、1級の人 ウ 児童相談所などから重度の知的障害者と判定された人 エ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第三項症までの人 カ 原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている人 キ 年齢65歳以上で障害の程度がア、ウ、エと同程度であることの市町村長の認定書を交付されている人 ク 常に就床を要し複雑な介護を要する人	400,000円× 人＝ 円
	寡婦控除	所得者本人で ア 夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で500万円以下の所得の人 イ 夫と死別し又は離婚してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で扶養親族のある人	(所得額が27万円未満の場合は該当所得額) 270,000円× 人＝ 円
	寡夫控除	所得者本人で妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない人又は妻の生死が不明な人で、現に生計を一にする子(所得金額が基礎控除額以下の者で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない者)を有し、500万円以下の所得の人	(所得額が27万円未満の場合は当該所得額) 270,000円

控除合計金額

円

合計所得金額 控除合計金額 世帯の収入月額

(円 — 円) ÷ 12 = 円